

令和8年度 保育園入園のご案内



つばき保育園 珠洲市野々江町二部11番2

☎82-0150

※災害復旧のため当面の間、つばき保育園のみ利用可能となります。

(休園中)

宝立保育園 珠洲市宝立町春日野甲字8番地1

☎84-1408

みさき保育園 珠洲市三崎町森腰う部138

☎88-2001

珠洲市福祉課 子育て支援係

珠洲市上戸町北方1字6番地の2 ☎82-7747

◆保育園とは

保育園とは、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって児童を保育する児童福祉施設です。保護者のいずれもが保育を必要とする事由のいずれかに該当することにより、児童を保育することができないと認められる場合に、生後2か月から入園することができます。

◆認定こども園とは

市立保育園は、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持った「保育所型認定こども園」です。

▼支給認定の種類

認定申請兼入園申込をします。申請により、「保育の必要性」に応じて、認定区分ごとの認定を受ける必要があります。その後、市から認定証が交付されます。

支給認定区分	対象となる子ども
1号認定	満3歳以上の小学校就学前で、2号認定以外の子ども
2号認定	満3歳以上の小学校就学前で、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども

▼利用申請できる方

1号認定……以下の制限なし。※両親とも就労していても1号認定を受けて利用することができます。

2号・3号認定…次のいずれかに該当する場合に利用することができます。

- (1)就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- (2)妊娠・出産（妊娠中・出産後）
- (3)保護者の疾病、障がい
- (4)同居または長期入院などをしている親族の介護・看護
- (5)災害復旧
- (6)求職活動（90日間）
- (7)就学（大学、専門学校、職業訓練校など）
- (8)虐待やDVの恐れがある場合
- (9)育児休業取得中に、既に保育を利用しているお子さんがいて、継続利用が必要であること
- (10)その他、上記に類する状態として市が認める場合

▼教育標準時間

1号認定：月曜日から金曜日の8時00分から13時00分まで

▼保育標準・短時間

「就労」（2号、3号認定）を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。

区分	利用できる保育時間
保育標準時間（フルタイム就労を想定）	1日最長11時間（7時30分から18時30分まで）
保育短時間（パートタイム就労を想定）	1日最長8時間（8時00分から16時00分まで）

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間は、1か月あたり48時間です。

※保育短時間は16時00分で終了しますが、送迎時間を考慮し16時30分以降から延長保育料が発生します。



▼入園手続き

【申込方法】

「教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」及び関係書類を記入し、提出してください。

※マイナンバーカードをお持ちの申請者（保護者）は右記 QR コードを読み取って電子申請できます。申請には児童、保護者及び同居祖父母のマイナンバーの入力が必要なほか、申請者本人であることを確認するため、マイナンバーカードによる電子署名が必要です。



1. 受付期間 令和7年11月4日（火）から令和7年11月18日（火）まで
※年度途中に入園を希望する場合も上記の受付期間中にお申し込みください。

2. 提出先 つばき保育園または福祉課子育て支援係

3. 必要書類

①教育・保育給付認定申請書兼入園申込書

児童、保護者及び同居祖父母のマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

②保育を必要とすることを証する書類

就労	就労証明書（育児休業を含む）
妊娠・出産	母子健康手帳の表紙と出産予定日が記載されたページの写し 妊娠証明書写し、妊娠届出書写し
疾病・障がい	医師の診断書、障がい者手帳の写し
介護・看護	介護保険被保険者証、医師の診断書
求職活動	求職活動状況申告書、求職活動報告書、ハローワーク受付票
就学	在学証明書、学生証

※書類は子どもと同一世帯の保護者（養育者）分が必要です。

また、状況に応じて上記以外の書類などの提出を求めることがあります。

【入園決定】

入園申込書等の提出書類をもとに教育・保育給付認定を行い、保育を必要とする事由等を総合的に判断し、入園の可否を決定します。

【入園決定後の注意】

次のような場合は、申込中・入園中を問わず、保育園または福祉課子育て支援係までご連絡ください。

- ・転出（転居）するとき
- ・就労先、就労時間等に変更があったとき
- ・離婚、再婚、生活保護等世帯の状況に変更があったとき
- ・産休、育児休業等に入るとき
- ・所得税申告（確定、修正、訂正）等で所得税額に変更があったとき
- ・その他、提出書類に変更があったとき

▼広域入所（管外保育）

珠洲市に住民登録がある児童が、保護者の勤務等の都合で珠洲市外の保育所等への入所を希望する場合は、福祉課子育て支援係までお問い合わせください。

珠洲市と他市町村との協議により入所が決定しますが、他市町村の事情によって入所できない場合もあります。

★地震に係る減免の特例として令和 8 年度は全児、保育料、給食費を免除します。

▼保育料算定について

- ・ 保育料は、子どもと同一世帯に属し生計を一にしている扶養義務者分の市民税所得割課税額の合計額に基づき算定します。
- ・ 年齢は、年度当初が基準になります。
年度途中で3歳になっても、年度末まで保育料は変更になりません。
- ・ 令和元年10月から施行された保育料無償化により、3歳以上児（1号、2号）の保育料は無償ですが、給食費は別途徴収します。

【保育料（3号）】※給食費（主食費、副食費）も含まれます

階層区分		保育料			
		保育標準時間		保育短時間	
		月から金曜日	月から土曜日	月から金曜日	月から土曜日
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
2	市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0円	0円	0円	0円
	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3	市民税所得割課税額 48,600円未満（ひとり親世帯等）	7,200円	9,000円	6,800円	8,500円
	市民税所得割課税額 48,600円未満	14,400円	18,000円	13,600円	17,000円
4	市民税所得割課税額 77,101円未満（ひとり親世帯等）	7,200円	9,000円	7,200円	9,000円
	市民税所得割課税額 97,000円未満	17,600円	22,000円	16,800円	21,000円
5	市民税所得割課税額 169,000円未満	22,400円	28,000円	21,600円	27,000円
6	市民税所得割課税額 301,000円未満	25,600円	32,000円	24,800円	31,000円
7	市民税所得割課税額 397,000円未満	29,600円	37,000円	28,800円	36,000円
8	市民税所得割課税額 397,000円以上	31,200円	39,000円	30,400円	38,000円

▼多子世帯の保育料軽減について

○満18歳以下の児童を3人以上養育する世帯

- ・ 第3子以降無料
- ・ 4階層の一部（市民税所得割課税額 57,700円未満）以下の第2子無料
（ひとり親世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯は、77,101円未満）
- ・ 同時入園2人以上：第2子半額

【給食費（副食費）：1号、2号】

認定区分	月額副食費	
	月曜日～金曜日	月曜日～土曜日
1号認定	4,200円	—
2号認定	4,200円	5,250円

▼副食費の軽減について

- ・ 年収360万未満相当世帯は無料です。

▽保育料、給食費の支払方法

保育を実施した翌月の10日（土、日、祝日の場合は翌営業日）に指定口座から引き落としします。前日までに残高をお確かめください。

取扱金融機関：北國銀行、北陸銀行、興能信用金庫、北陸労働金庫、能登農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

▼保育内容等

★延長保育・・・保護者の勤務状況を考慮して、保育を実施します。

区分	料金（子ども1人あたり）
1号：教育標準時間保育（13時00分～16時30分）	200円／時間
2・3号：短時間保育（7時30分～8時00分）	100円／回
//（16時30分～18時00分）	200円／時間
//（18時00分～19時00分）	300円／時間
2・3号：標準時間保育（18時30分～19時30分）	2,500円／月または、 300円／時間

★一時預かり保育・・・保護者が土曜日勤務のためや、疾病等のため家庭で保育ができない場合、一時的にお子さんを預かります。

※一時預かり保育については、事前に申込書の提出が必要です。

原則として1週間につき3日間、1か月につき12日間まで。

月曜日から土曜日までの午前8時00分から16時30分まで。

（半日は8時00分～12時00分、12時00分～16時30分）

区 分		半日	1日	給食費	延長保育料 （16時30分以降）
0歳児	在宅児童	1,000円	2,000円	260円	200円/時間 （免除対象外）
	3号認定	500円	1,000円	260円	
1歳児～2歳児	在宅児童	900円	1,800円	260円	
	3号認定	450円	900円	260円	
3歳 以上児	在宅、1号認定	700円	1,400円	210円	
	2号認定	350円	700円	210円	

★マイ保育園・・・妊婦や在宅の乳幼児と保護者が「マイ保育園」として登録することにより育児相談や育児体験、一時預かり（3回まで無料）が利用できます。

利 用 日：月曜日から金曜日（土日、祝日除く）

利用時間：8時30分から12時30分まで（昼食含む）

★育 児 相 談・・・珠洲市子どもセンター「すずキッズランド」で電話相談、来訪相談、訪問相談を行っています。（☎82-5479）

